

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング

2. 日 時：令和4年4月18日（月） 16時10分～18時30分

3. 場 所

(1) 原子力規制庁 10階南会議室

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

(1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、島村主任安全審査官、望月安全審査専門職

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 課長 他12名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 マネージャー 他1名

5. 議事要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和4年3月31日付けで申請があった原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請について、資料1から資料3に基づき説明があった。

(2) 上記(1)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。

- 施設管理の有効性評価の明確化等（原子炉施設・埋設施設共通）については、変更申請に至った経緯を説明すること。
- 周辺監視区域図面の変更について、東海第二発電所の工事進捗に合わせて段階的に行うとしているが、段階的に変更することの全体像を示し、今回の変更がどの段階に位置付けられるのか明確にすること。また、東海第二発電所の防潮堤の設置予定位置を示すこと。
- NSRRのI-T型大気圧カプセルの追加に伴う変更については、追加する挿入制限条件、カプセル使用時又は再使用時の点検項目等の具体を示すこと。また、設置許可や設工認の記載のうち運用に係る事項を整理して示すこと。
- STACYの棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に伴う変更については、先行使用する設備を選定した理由を示すこと。また、追加する可燃物の管理に関する手引の作成について、設置許可との関係を示すこと。

6. 配付資料

資料1：原子力科学研究所 原子炉施設保安規定 廃棄物埋設施設保安規定
【全施設共通】

資料 2 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設
保安規定と審査基準との整理表

資料 3 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設
施設保安規定と審査基準との整理表